

広島県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

平成三十一年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
病院	八千代病院	安芸高田市八千代町勝田 448番地	平成31年2月19日
病院	医療法人あさだ会 浅 田病院	広島市安芸区矢野町700番 地	平成31年2月19日